

令和2年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 令和2年2月28日 午前10時22分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 惠
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	鵜 澤 広 司
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事（事）	財政課長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	和 田 文 夫
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一

建設部長	江澤利典
会計管理者	廣森孝江
国保年金課長	吉田正明
高齢者福祉課長	田中和彦
下水道課長	中村正巳
水道課長	海保直之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	片岡和久
社会福祉課長	日野原広志
農政課長	相川幸法
道路河川課長	中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教育総務課長	川名弘晃
--------	------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅澤孝行
-----------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	片岡和久
-------------	------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	内海洋和
----------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	岡本裕之
------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

副主幹	中嶋敏江
主査	須賀澤勲
主査	嘉瀬順子
主査補	吉井博貴

主 任 主 事 村 山 のり子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

令和2年2月28日（金）午前10時22分開議

日程第1 発言の取り消しの件

日程第2 議案第1号から議案第2号

質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第3号から議案第17号、議案第19号から議案第25号

質疑、委員会付託

日程第3 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、本日の欠席の届け出が小向繁展議員よりありました。

次に、本日の欠席の届け出が加曾利教育長、関教育次長よりありました。

次に、2月27日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から1月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発言の取り消しの件を議題といたします。

海保水道課長より発言を求められていますので、これを許します。

○水道課長（海保直之君）

おはようございます。

先日の桜田議員への再質問に対する答弁につきまして、一部、配慮に欠けました答弁をしたことおわび申し上げるとともに、発言の取り消しをお願いいたします。

○議長（鈴木広美君）

ただいま、海保水道課長から2月21日の桜田秀雄議員の一般質問に対する答弁の一部について、取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。ただいまの海保水道課長の申し出のとおり、発言の取り消しを許すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

異議なしと認めます。

発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

日程第2、議案第1号から議案第17号及び議案第19号から議案第25号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題に付き1問1答、2回まででお願いをいたし

ます。

最初に、小高良則議員の質疑を許します。

○小高良則君

小高良則でございます。

私は、議案第11号、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。

付議案では25ページ、また、提案理由の説明では17ページでございます。

これは、民法の一部改正により入居要件として、連帯保証人を求めないことなどについて所要の改正をしようとするということでございますが、市営住宅は八街市におきまして、さまざまな所得帯の人が入居している大切な住宅だと認識しております。そのために八街市も屋上の防水をはじめ、貯水槽の清掃、また、改修等に予算を費やし、健全な運営のための運営を図っていただいているところでございますが、今回の一部改正にあたり若干、質問をさせていただきます。

通告に従って質問しますが、1として連帯保証人を求めないとは求められないのか、求めることができるのか、これは、前の議会でも連帯保証人よりの徴収がまださほどされていない、また、滞納が多々ある中で、問題の抱えた部分もある、そのような認識のもとからお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

議員のおっしゃる連帯保証人を求めない、求められないのか、求めることができるのかということでございますけれども、民法改正後も連帯保証人自体は求めることは可能でございます。しかしながら、連帯保証人の確保を求める場合は、市営住宅に入居する際に市と交わす請書、契約書が個人根保証契約となるため、新たに極度額の設定が必要となり、この極度額を設定することにより、保証人の確保が困難となる方が増えることが懸念されているということでございます。市営住宅は、生活の困窮する方に低廉な家賃で住宅を提供することが目的でございます。住宅に困窮する方々は生活に困窮する方が多い傾向がございます。

また、このような方は、賃貸借契約の連帯保証人を確保することが非常に困難で、民間アパートを借りることができないということも理由で、市営住宅に相談に来られる方が年々増えているというような状況でございます。このような状況の中で市といたしましても、この民法一部改正にのっとして連帯保証人が求められなくなったということではないんですが、真に住宅に困窮する方々に住宅が提供できるよう保証人を求めないことということにしたわけでございます。

○小高良則君

2番目としまして、連帯保証人を求めないこととし、家賃滞納が発生した場合、敷金を充てるとしているが、その敷金が不足した場合はどういう対応をするのかお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

敷金を充ても不足した家賃については、入居者の個々の生活状況を十分確認して、あくま

でも入居者から支払いを求めていきたいと考えております。

当該入居者に生活再建の手だてが必要な場合は、福祉部局との連携も行って入居者の生活が行き詰まることのないよう個別、具体的に対応することとしておりまして、既に入居者の中にはセーフティーネットにつなげて生活を再建している方もおります。

○小高良則君

続いて3番目、支払いをしなくても支払いができなくても、しなくても居住し続けることは可能であるか伺いたいと思います。

○建設部長（江澤利典君）

原則、家賃、使用料を納入しない方は、居住を続けることはできません。しかしながら、市営住宅が先ほど答弁で申しましたように、困窮する方に対して住宅を提供していることから、強制退去を行ったとして、その後に生活に困窮することが想定できます。同じような答弁になってしまいますが、入居者個々の状況や滞納の原因を把握して、福祉部局とも連携を行うことにより生活再建につなげられるように、今後も努めてまいりたいと考えております。

○小高良則君

続いて、4番目の滞納による退去時の手続はどのようになるのか伺いたいと思います。

○建設部長（江澤利典君）

滞納が発生し場合には、原則として家賃督促、家賃の催告、明渡請求、住宅の退去という流れになろうかと思えます。先ほども答弁いたしましたけれども、市営住宅は住宅に困窮する方に対して住宅を提供していることから、強制退去を行ったとして、その後の生活に困窮することが想定できますので、それぞれ入居者個々の事情を聞きながら明渡請求を行うことのないように対応していきたいというふうには考えております。

○小高良則君

5番目としまして、入居に関して更新可能として、期間を決めて契約することができないかと私、思うわけです。住宅は恒久的というよりも市営住宅の場合は一時的に利用していただいて、少しでも生活の向上を図るべく努力していただきたい。そのための低額で借りられる住宅だと認識していますので、その点、ある程度、また、2年ごとの意識改革じゃないですけれども、そこで敷金を取ってとかいうそういう話じゃなく、ある程度、期間を決めて、ちゃんと更新手続をしながら自分を見詰め直してもらおうという意味でも、この点について伺いたいと思います。

○建設部長（江澤利典君）

市営住宅を含めて公営住宅でございますけれども、住宅に困窮する低額所得者のための賃貸住宅ということになります。この実効性を担保するため公営住宅法においては、公募の原則、これは公営住宅法23条でございます。入居資格、これも同じく公営住宅法23条。先ほど、公募の原則が22条です。入居資格が23条、高額所得者に対する明渡請求などの規定がございます。これは、公営住宅法24条で出ております。このため、入居者の住宅困窮事情の理由が解消されない限り、居住が継続することを前提として制度が成り立っていると

いうことになっておりますので、基本的には民間アパートのような定期借家、期限付きの入居については公営住宅制度にはなじまないと考えております。

○小高良則君

わかりました。

続いて6番目、最後ですけど、契約者が不在となった場合、同居者がいたときの扱いはどのようになるのかお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

契約者が不在となった場合、同居者ということでございますが、同居者が引き続き入居の継続を希望する場合には、市の承認これは住宅の管理条例第12条がございますけれども、を得て入居を継続することは可能でございます。入居継続の承認にあたっては、高齢者や障がい者など、特に居住の安定を図る必要がある方について個々の事情を確認し、承認を現在のところ行っているところでございます。

○小高良則君

ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、小高良則議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、まず、議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について伺います。

付議案の14ページからです。第23条の改正で、消防団員の処遇改善についてですが、まず、火災についてお伺いします。

火災の場合、現場業務に従事した場合、1日当たりの単位を2千円に改めるというものです。この処遇改善については、本市の出動手当てが大変、出動手当てというか、その年間の手当てが低いということで改めていくということなんです、2千円に改めますと県内と比較してどのぐらいの水準になるのかお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

現在、県内にあります消防団組織45団体のうち出動手当てを年額で支給している団体は、本市を含め2団体でございます。今回の改正によりまして、団体につきましては出動ごとに手当を支給しておりまして、手当の金額につきまして1回当たり、2千円未満が20団体、それから2千円以上、3千円未満が10団体、3千円以上が13団体となっております。印旛管内の本市を除きました8団体での平均額は、2千250円となり、同じ消防組管内の佐倉市、酒々井町は1回当たり1千500円となっております。このことから、1回当たり2千円の手当てにしますと、県内の団体の中ではおよそ中間程度の水準となると思われま

○京増藤江君

本当に出動する場合に、けがなどのそういうリスクを背負う可能性もありますし、県内の中でも中間程度になっていくということは、私は本当にいいことだだと思います。

風水害の2千円についても、県内水準としては同等と考えてよろしいですか。

○総務部長（大木俊行君）

今回は、2千円にした理由につきましては、火災出動時の現場対応時間につきましては、おおよそ約8割が2時間以内で終了しているということで、2時間としております。1時間当たりの単価を、千葉県の最低賃金に当てはめると約1千900円、また、印旛管内の8市町の出動手当の平均額も2千25円となっているところから、1回当たり2千円としておりますので、妥当な金額だろうというふうに考えております。

○京増藤江君

この引き上げについては、本当にいいことだと思います。

それで、警戒訓練についてなんですけれど、これも同じような考えでの1回1千円ということだと思うんですが、これも県内水準では、中ぐらいのところまで行くんでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今回の改正によりまして、火災と風水害につきましては1回当たり2千円、それから警戒及び訓練につきましては、1回当たり1千円としております。これにつきましては、各市町村によって考え方がいろいろありまして、もちろん今、うちから示しています1千円以上のところもございしますが、根拠となりますのは、現場でホースを出して出動したのかということと、あと危険性の伴うものなのかということの判断をして、火災と風水害についてはかなり危険を伴うということで2千円にしております。それから、警戒、または訓練につきましては、そこまで行かないだろうということで、1千円にしております。この明確な根拠はございませんが、一応、半額の1千円としております。

○京増藤江君

普段の訓練がないと、いざというときにも働くことができないというふうに思いますので、こういう改定はいいなというふうに思います。

次に、議案第24号、八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定について伺います。

追加の付議案1ページから3ページ、説明資料1ページから3ページになっております。これについては、総合計画2015における考え方の中で、職員の資質向上についてということがあるんですけれど、この説明の中については後期基本計画で八の街、効率的な行財政運営に組織力の強化を掲げています。そして、職員の資質向上を図るとともに、職員が的確に能力を発揮するよう組織力の強化、充実を図ることとしています。こういうふうな説明があります。私はこれは大切な視点だと思っています。そして、職員の資質について、私は昨年のあの甚大な台風被害のときに、職員の皆さんが本当に一丸となって復興に取り組んでいただいたとこういうことを、市民の方々は見ていらっしゃると思います。それで、この資質という考え方は、いろいろあるとは思いますが、市民が職員に望む基本的なことは

本当にいざというときに去年のように本当に親身になっていただくというようなことは基本にあると思います。

また、普段からいかに市民の声を聞き取ってもらえるのかこういうことだと思います。今回のこの組織の見直しにあたりまして、さらに市民の声を聞いて組織にそれが反映していくとそういうような考え方の中で、この変更が検討されたのかどうか伺いたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

今回の考え方につきましては、まちづくりを総合的、計画的に進める計画である八街市総合計画2015につきましては、来年度を始期とします後期基本計画が始まることとなっております。後期基本計画では、八の街、効率的な行政運営に組織力の強化を掲げ、職員の資質向上を図るとともに職員が的確に能力を発揮するよう組織力の強化、充実を図ることとしております。これをもとに、職員の資質向上につきましては地方分権による権限移譲や、行政に対する市民ニーズの変化に伴い、地方自治体の業務内容が複雑多様化していく中、柔軟な対応ができるよう職員にさらなる資質の向上や、意識改革が求められているということになっております。

これによりまして、市は、よりよくするためには職員の能力開発を行うほか、まず職員の意識改革が重要と考えております。このことから、職員研修の充実による職員の資質向上や、改善する意識の醸成を図り、士気を高めていくというふうにしております。この中では、例えば職員のアイデアによる業務推進であったり、人材育成の推進、それから職員の市民協働意識の醸成、この市民協働の意識の醸成が一番、重要ではないかというふうには考えております。

○京増藤江君

これから、市民の暮らしを守っていく、そして向上させていくということではさまざまな意識改革を含めて、職員の資質を高めていくというふうなそういう方向が今、答弁がありました。それで、今、私たちのこの議会においても、いかに人口減を食い止めるかとか、子育て支援の充実をどうしようかということが、常に審議され取り上げられております。私も人口を減らさないためにどうするかということは、これは職員の皆さんも市民の皆さんと協働してやっていくそういう力を発揮していただきたいと思います。

それで、私は今、市民の皆さんからすごく深刻な声が上がっている点では、こんな気候変動の中で、地球がどうなっていくかわからない中で、子どもを産んでいいのかどうかこういう声も今、聞かれておりますので、そういう住民の声をいかに聞き取って、不安を一緒に解決していくかという姿勢が求められていると思うんですが、これは今後もさまざまな組織の見直しをしていくということなんですが、その声を市民の声を活かしていきけるそういう組織、それが職員の能力を高めるということになるんだろうと思うんですけど、その組織見直しに今後の見直しにあたって、職員の皆さんが市民から聞き取っているそういう声を活かしていく、そういうことについてはどのように考えておられるのか伺います。

○議長（鈴木広美君）

京増議員に確認をいたしますが、②の組織力の強化についてなのか、(2)の組織の見直しの基本的な考え方の部分なのか、どちらになりますでしょうか。

○京増藤江君

これは、資質についての、資質について今、答弁がされて、また今後も見直しがされるということの中で、そういう市民の声を活かして組織を高めていく、これは強化にもつながっていくんですけど、そういう点での職員の資質の活かし方というか、そういうことについて伺っております。

○議長（鈴木広美君）

そうすると組織力の強化。

○京増藤江君

再質問。

○議長（鈴木広美君）

再質問。①の。

○京増藤江君

そうです。

○議長（鈴木広美君）

2回目ですね。

○京増藤江君

はい。

○議長（鈴木広美君）

はい、わかりました。執行部よろしいですか。

○総務部長（大木俊行君）

市民の方々のいろいろな意見、またはご意見等を伺う場所を、まず設ける必要があるかというふうに考えております。その中で先ほども申したんですが、さまざまな形で市民の方々の意見を取り入れるための組織づくりも含めて今、進めております。

それから、それに対しましては市をよくするための職員の能力開発、これで職員の意識向上をまず改革するんだと、市民の方々の意見を取り入れる組織を作っていくということで、1つとして市民協働推進課というのを設けておりますが、この中でも市民の方々と一緒に事業を進めていくと。市民の方々が、よりよく八街市に住んでいただいていたよかったですなと思えるような、まちづくりをするための組織づくりでございます。

○京増藤江君

はい。ぜひ全庁的にそのような、住んでよかったですと言ってもらえるような街づくりにつなげていきたいと思っております。そのようなことをやりながら、やっていけば私は組織力の強化にもつながると思っておりますので、②の組織力の強化については質問を取り下げさせていただきたいと思っております。

(2)組織の見直しにあたっての基本的な考え方なんですけれども、今回の見直しについて

も職員数の削減の方向のようなんですけれど、今、本当に先ほども申し上げましたけれど、気候危機のような本当に大きな問題も起きる中で職員を削減していくという方向は、市民の暮らしを守っていく上では厳しいのではないかと思うんですが、これは庁舎全体で職員数は削減していくというそういう方向なのかどうかお伺いしたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

今回の見直しにつきましては、職員の減を求めているものではございません。あくまでも総務部内での組織の見直し、例えば重複したサービスの整理、精査するなど事務事業を抜本的に見直しをしまして、職員の少数の組織の統合であったり、組織の統廃合、合理化に努めまして、多様化いたします行政需要に効果的、柔軟に対応するための無理、無駄、むらのない、少ない組織を構築するというところでございます。これにあたりまして、現在の企画政策課から、あと総務課、財政課を中心とした組織間の連携によりまして総合的な見直しをします。その中で、多少の人員が減になるかもしれないんですが、それはそれで全体が職員数を減らすという意味ではございません。

○京増藤江君

私も職員を、まず減らすということではないように思います。この見直しの図を見ましても、効率的なそういうことが考えられていると思います。効率的な考え方だからこそ人が要らなくなるという、要らなくなると思ったらおかしいんですけれど、減らしてもいいというような考え方はぜひしないでいただきたい、本当にこれから大きな問題がいろいろあると思いますので、庁舎的に必要な人員をぜひ増やすとまではいかないかもしれませんが、減らさないで増やしていただきたいとは思いますが、市民のために大いに働いていただけるという人員を考えていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は議案第1号、これは専決処分の承認を求めることについてでございます。これは、既に事業が専決で進められているわけですけれども、まずお伺いいたしますのは、交付申請の状況について、実際どのような状況なのかお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

この利子補給ということで現在、専決処分をいただいて執行しているところでございますけれども、災害復興住宅資金利子補給事業ということで、2月17日から受け付けを開始しております。現在のところ相談の問い合わせ、また、申請件数は現在のところございませんけれども、今後というかホームページはもう掲載をしております。

また、広報やちまた3月1日号で、広報する予定でございますので、その状況を見て執行をしてみたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

事業案内について、今、部長の方からホームページでもう案内は出しておりますという答弁がございました。この事業案内を見せていただきまして、大変この文章が適切なのかどうかということで申し上げたいのは、文章の中で者という表現があるわけですね。例えば、八街市から罹災証明を受けた住宅を自己または親族が所有する者で台風等被害時に自己または親族が当該被害住宅に居住していた者。あるいは、次も市内の被災住宅の補修を行う者。次、あるいは、実行を受けた者というように、本当にその対象者に対して「者」という表現がされております。これは、妥当なのかどうかということなんです。一般的には「者」というのは卑下や、あるいは軽視を含むそういった言葉になるわけですね。「方」というのは、相手を敬うというように思うわけです。

今、八街市は市民協働を進めているわけですね。ですから、そういう点では同等の立場で対応していくべきではないかなというふうに思うんです。これは、本当に傷付いた方々がこういう者というふうに見たときに、大変これは傷付くんじゃないかな。私は大変これは、もっと神経を使った対応をすべきじゃなかったかなというふうに思うんですけれども、この者に対する見解をお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

このパンフレットの表現の仕方ということだと思います。これについては、他の自治体の利子補給事業のご案内ということで参考にさせていただいたところがございますけれども、先ほど丸山議員がおっしゃるとおり被災された方々の心情等察しますと一部、配慮が欠けていたということがございますので、現在は修正をさせていただいております。「該当する者」ということを、「該当する方」に修正は行いました。

○丸山わき子君

今、多くの自治体が「方」になっていますね。

それと、もう1つは、今後、市民向けの全ての文書、これには「者」ではなくて「方」ということで、表現を全て見直しをすべきであるというふうに思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今、言われたとおり、それにつきましては、文言につきましては統一させていただきたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひよろしくお伺いいたします。

それから、議案第7号の八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これで、まずお伺いしたいのは、支援員の資格要件の緩和についてであります。事業に従事する者に関して、または設備運営基準を参酌した条例で定めることになった、その緩和の必要性は何なのかお伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士等であって都道府県知事及び指定都市が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないことに定められており、本年3月31日までは都道府県知事及び指定都市が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者に、修了することを予定している者を含むとする5年間の経過措置がとられておりました。この経過措置の終了を踏まえまして、放課後児童支援員認定資格研修をいまだに受講していない職員をみなし支援員とする期間を1年間延長し、研修、受講機会を確保し、また、適切な訓練を受けた支援員の割合を高めることで児童のさらなる健全育成を図ろうとするものでございます。

○丸山わき子君

この間、5年間の期間があったのにもかかわらず、さらに1年延長しなければならない、その事情はどういうことだったのでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

この人員不足といえますか、人数は足りておるんですが、いろいろな児童クラブによりまして人数に偏りがあって、なかなか全員の方に研修を受ける機会が与えられておらないということが原因の1つでございます。

新年度につきましては、県が主催する研修以外に政令市であります千葉市が主催する研修が増えますので、それにあわせて全員の方の受講を目指していきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

これは、学童保育という場合は、本来なら子どもたちの健全な育成、子どもたちが居場所として保障していく場所でありますけれども、指導員がどうしても不足してしまう。だから、研修を受けた人でもいいですよという内容にしているわけですね。というのは、裏返せば、また、後でやりますけれども、本当に指導員のおかれている処遇が大変悪いんだと、そのあらわれであるというふうに思います。そこで、支援員の状況についてお伺いするわけですが、市全体の支援員の状況はどうかお伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

現在、職員53人のうち、放課後児童支援員認定資格研修を修了した者は31人、保育士などの有資格者で、いわゆるみなし支援員は12人、補助員は10人となっております。

○丸山わき子君

今回のこの条例改正で、現行の基準は1教室に職員は二人以上だと、そのうち一人は保育士や社会福祉を配置するというので、それがかつ都道府県政令市の研修を受けた放課後児童支援などということを決めているわけですね。ところが、今回、基準の事実上の撤廃をするわけですね。学童保育の運営は参酌基準によって、一定の時間の研修を受けていない職員が一人だけでも対応することが可能になるんだということになるわけですが、その安全確保はできるのかどうか。今まで最低二人というのを、一人にしてしまう。学童保育の中

で何か事故があったときに、本当に専門的な方ではない方が一人で対応できるのかどうかそういう点での安全確保はどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

放課後児童支援員の配置につきましては、1児童クラブごとに二人以上配置し、うち一人を除いて補助員の代替えが可能となっており、これは従うべき基準のとおりで改正はしておりませんので、研修を受けていない職員が一人だけで対応することはありません。

○丸山わき子君

では、八街市は参酌基準ではなくて、従来の基準でやっていくんだとそれでよろしいわけですね。

はい、わかりました。

それで、引き続き、放課後の今、私もずっと質問していますけれども、この支援員の処遇改善、これは図られているのかどうかということですね。先ほども、結局は人員が確保できないために研修を受けた方でいいですよ、方で確保してきますよということなんですけれども、子どもたちの、本当に放課後を安心して生活できる場を整備していくそういう意味では、指導員の社会的地位を高める処遇改善をすることは自治体の責任であるというふうに思いますが、放課後の児童支援員の処遇改善は進められてきているのかどうか、その辺について伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

現在、行っている処遇改善につきましては、賃金単価を放課後児童支援員研修修了者、有資格者、有資格補助員、補助員と4段階に設定し、最低賃金の引き上げに伴いまして賃金単価を引き上げ、処遇改善を図っております。

また、放課後児童支援員認定資格研修の受講期間の賃金や、経費につきましても支給しているところでございます。

○丸山わき子君

先ほど来、私は支援員の処遇は非常勤がもう前提であり、それから経験加算もないというそういう劣悪な状況下であるというふうに思いますし、当然このような状況では支援員のなり手がいない、これがもう実態であるところのことは今、申し上げていたところなんですけれども、支援員の勤続年数や研修実績に応じた賃金改善を図っていくべきだと、今、国の方では処遇改善事業あるいは勤続年数や、研修実績等に応じたキャリアアップ処遇改善事業こういうのを提案して実施しているわけですね。こういった補助制度を活用して改善を図っていくべきだというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

今後のさらなる処遇改善につきましては、丸山議員からご指摘のとおり、国などの補助事業について調査研究し、可能な限り活用して改善を図ることで支援員の確保に努めるとともに、勤続年数等に応じた賃金の改善についても、本事業の委託先であります八街市社会福祉協議会との委託契約の中で検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ学童保育が抱える人手不足この問題を解決するために、処遇改善を図っていただきたいこのことを再度、申し上げておきたいと思います。

次に、議案第11号の市営住宅の管理条例の一部改正についてであります。

先ほども質問がございましたけれども、私の方からも入居について、保証人の状況についてです。この条例案は市営住宅入居に際し、保証人制度をなくすという内容ですが、私はもうこれは大歓迎であります。現在の保証人の状況はどのようになっているか、その辺についてお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

現在の連帯保証人の状況ということでございますけれども、入居の申請書を提出し入居が決定した際に、入居決定者と連帯保証人が連署した請書を提出することになっております。近年は、この入居決定者の方で連帯保証人が選定できずに、入居の申し込みを辞退した方はいないという状況になっております。

○丸山わき子君

実際にはこの保証人が果たす役割というのはこの間、具体的にあったのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

この連帯保証人のほかに、どうしてもということで連帯保証人が見つからなかった場合ということで、緊急連絡先については求めております。

今、丸山議員がおっしゃったその保証人に対しての請求というか、家賃の関係については今のところございません。

○丸山わき子君

全くその連帯保証人の果たす役割というのは、もうお役はなかったということで、これはもっと早期に対応すべきことだったのかなというふうにも思います。

それで、先ほどの答弁の中で、家賃の滞納者に対しては個々の状況を把握していくんだと、それから明け渡しも請求しないよう対応するんだということで、市の対応としては大変丁寧で市民に寄り添ったものであるというふうにするわけですか。

ところが市税滞納者に対しては、またこれは、がらりと対応が違いまして、市営住宅の入居の条件として、市税等を滞納していないことというふうになっているわけですね。果たしてその滞納者が、こういったペナルティを科せられて、滞納防止の役割を果たしているのかどうか、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

丸山議員のおっしゃっている趣旨としては、税金滞納分を分納の関係もあると思いますけれども、税金を納める意思があるかないかと考えられると思います。そういうことでその方が住宅に困窮しており、市営住宅に入居することができればということではないのかなというふうに解釈しているんですが、これについては税金を滞納している方への入居の緩和につき

ましては、現在のところ先ほど言った分納計画により税金を納めている方に対しましても、緩和措置ということになりますとなかなか難しい状況でございます。滞納額、市営住宅のあり方として、入居資格条件には必要最小限と現在のところ考えておりまして、また、市営住宅の維持管理を行う上では、税負担の公平性の観点もございまして、総合的に判断して今後も入居資格要件を緩和するという事は、今のところ難しいのではないかとこのように考えております。

○丸山わき子君

それは先ほど言った答弁と矛盾しているんですよ。公営住宅は低所得者で、それから住宅困窮者への支援策だということを言っているわけですね。であるならば、市税等を滞納しているそういう方々に対しても困窮しているのであれば、住宅には入居していただくというのは本来じゃないか。ですから、私は最低お約束事として、その滞納している税金は分納してくださいよと、せめてそういう条件を付けても入居していただくという計らいは必要ではないかなというふうに思うわけですね。最も困難な市民に対して、最も冷たい対策を、対応をとる、こんなこれでは市の果たす役割というのは福祉の向上だとか、暮らしを守るんだとか、本来の地方自治体の役割を投げ捨てていると言わざるを得ないというふうに思うわけなんです。その辺について、この間、日本共産党は一貫してこの滞納者に対して住宅入居のペナルティはやめなさいよということを言ってきたわけなんですけれども、低廉な住宅生活困窮者に提供していくこれが本来の市営住宅のあり方であるということで、私はぜひ最も困難な市民への対応を重視した取り組みを進めていただきたいと思いますが、再度どうでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

税金を滞納して分納とかそういうことで納めている方の中で、議員がおっしゃるとおり、高齢化の影響等により収入が減少したり、真に住宅に困窮している方も増えてくるのではないかとこのふうには考えられます。このため、高齢化の影響は他の自治体も本市と同様の状況であるのではないかとこのように考えておりますので、税負担の公平性ということは崩すことはできないと考えております。入居資格要件につきましては、ほかの自治体等も参考に状況を調査研究してまいりたいというふうに思っております。

○丸山わき子君

今、部長が言われたように、高齢化が進み本当に高齢者の住宅入居が困難になっているさなかに、税金が滞納しているから入居はだめですよと、それではこれからは市民が暮らしていけない、ぜひ私は条件を先ほども申し上げましたけれども、滞納した分に関しては計画的に支払いますよ、そういった計画を立ててもらって入居も可能にしていくという取り組みをぜひ進めていただきたいと思います。

以上を申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前11時13分)

(再開 午前11時24分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議案第1号及び議案第2号の専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条、第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。

最初に議案第1号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなしと認めます。

討論がなければ、これで議案第1号の討論を終了いたします。

次に議案第2号についての討論を許します。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第2号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度八街市一般会計補正予算について）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事の変更契約の締結について）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

ただいま議題となっています議案第3号から議案第17号及び議案第19号から議案第25号を、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第3、休会の件を議題とします。

明日2月29日から3月18日までの19日間を、各常任委員会、特別委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。2月29日から3月18日までの19日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月19日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時27分)

○本日の会議に付した事件

1. 発言の取り消しの件

2. 議案第1号から議案第2号

質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第3号から議案第17号、議案第19号から議案第25号

質疑、委員会付託

3. 休会の件

.....
議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度八街市一般会計補正予算について）

議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事の変更契約の締結について）

議案第 3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 八街市一般会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例の制定について

議案第 7号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 八街市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 令和元年度八街市一般会計補正予算について

議案第13号 令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第14号 令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第15号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第16号 令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第17号 令和元年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第19号 令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算について

議案第20号 令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第21号 令和2年度八街市介護保険特別会計予算について

- 議案第 2 2 号 令和 2 年度八街市下水道事業会計予算について
- 議案第 2 3 号 令和 2 年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第 2 4 号 八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 令和元年度八街市一般会計補正予算について